

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 廃棄物処理施設の譲受けの許可等を受けた者が円滑に廃棄物の処理を行えるようにするため、これらの方に対して許可証等を交付することとする。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく産業廃棄物管理票に関する報告の義務が、平成20年4月1日から適用されることにかんがみ、二重の報告義務を課さないこととするため、産業廃棄物を排出する事業者等から徴収する毎年の産業廃棄物の処理状況に関する報告を見直す。

産業廃棄物管理票 産業廃棄物の排出事業者がその処理を委託した産業廃棄物の処理の状況等を自ら把握するため、産業廃棄物の種類及び数量、受託者の氏名等を記載して受託者に交付する書面

2 規則の概要

- (1) 次の許可等について、それぞれ、許可証等を交付することとし、その様式を定める。
 - ア 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の譲受け又は借受けに係る許可
 - イ 一般廃棄物処理施設又は産業廃棄物処理施設の設置者である法人の合併又は分割に係る認可
- (2) 特別管理産業廃棄物以外の産業廃棄物を排出する事業者から徴収する毎年の産業廃棄物の処理状況に関する報告の対象となる廃棄物の処理については、当該事業者の事業所内に設置した産業廃棄物処理施設における処理に限ることとする。
- (3) 特別管理産業廃棄物を排出する事業者から徴収する毎年の産業廃棄物の処理状況に関する報告の対象となる廃棄物の処理については、他人にその処理を委託するものを除くこととする。
- (4) 産業廃棄物処理業者等から徴収する毎年の産業廃棄物の処理状況に関する報告の対象となる廃棄物の処理について、当該産業廃棄物処理事業者等において産業廃棄物管理票に関する報告書を提出するものを除外することとする。
- (5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県廃自動車等の適正な保管の確保に関する条例の一部が改正され、この条例による規制の対象が有価物としての使用済タイヤの保管に特化されたことに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 廃自動車等に関する規定を使用済タイヤに関する規定に改め、有価物又は廃棄物の別に関する規定を削る。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

調理師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

調理師法等に基づく知事の事務に係る事務処理権限の区分の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 調理師試験の受験願書及びその添付書類を除き、書類の提出先は、総合事務所長（現行 総合事務所長を経由して知事）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

製菓衛生師法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

製菓衛生師法等に基づく知事の事務に係る事務処理権限の区分の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 製菓衛生師試験の受験願書を除き、書類の提出先は、総合事務所長（現行 総合事務所長を経由して知事）とする。
- (2) その他所要の規定の整備を行う。
- (3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

消費生活協同組合法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

消費生活協同組合法（以下「法」という。）の一部が改正され、監事の権限及び行政庁への届出に関する規定が整備されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 総会に関する届出のうち、決算関係書類等を議決したときの届出を廃止する。
- (2) 監事が行う監査の回数の規定を廃止する。
- (3) 事務所の変更があったときの届出を廃止するとともに、役員の実任追及の訴訟提起請求及び総会決議の無効確認等の訴訟提起をされたときの届出について定める。
- (4) 総会の議決事項の根拠となる法の条項を改める等所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

建築士法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

- (1) 建築士法の一部が改正され、建築士が死亡した場合等においても免許を取り消すこととされたこと等に伴い、所要の改正を行う。
- (2) 行政組織の見直しに伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 建築士が死亡し、又は成年被後見人若しくは被保佐人に該当するに至ったときの届出は、住所地を所管する総合事務所長（住所地が、八頭郡である場合にあっては東部総合事務所長、日野郡である場合にあっては西部総合事務所長。以下同じ。）を経由して行わなければならないこととする。
- (2) 建築士事務所の業務に関する報告書の提出は、住所地を所管する総合事務所長に対して行わなければならないこととする。
- (3) 本庁においては、住宅政策課（現行 景観まちづくり課）において登録簿等の書類を閲覧に供することとする。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成20年4月1日とする(3)を除き、公布日とする。

鳥取県建築基準法施行細則の一部改正について

1 規則の改正理由

建築基準法施行規則（以下「省令」という。）の一部が改正され、特殊建築物、建築設備等に係る定期報告に詳細な調査結果表を添えることとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

特殊建築物 学校、病院、診療所、ホテル、旅館、寄宿舍、劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場、百貨店、マーケット又は公衆浴場の用途に供する建築物であって、その用途に供する床面積又は階が一定の要件を満たすもの

2 規則の概要

- (1) 調査結果表を添付する特殊建築物の定期報告について、この規則による添付書類を廃止する。
- (2) 特殊建築物等の定期報告に係る書類の保存期間は、次のとおりとする。
 - ア 特殊建築物 5年
 - イ 建築設備等 3年
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部が改正され、県営住宅への暴力団員の入居を排除することとされたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

- (1) 県営住宅の入居申込書又は同居承認申請書において、入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したときは、入居決定又は同居承認の取消し等をされても、申込者又は申請者としては、異存がない旨を明記させる。
- (2) 県営住宅の入居申込、同居承認申請、入居承継申請及び暫定居住承認申請の際に、入居者及び同居者に、暴力団員であることが判明したときは県営住宅を明け渡すこと、及び暴力団員であるか否かを確認するための照会が警察本部に対してなされることに同意する旨を誓約させる。
- (3) 請書に記載する禁止行為について、暴力団員の住居として使用させる行為等を加える。
- (4) その他所要の規定の整備を行う。
- (5) 施行期日は、平成20年4月1日とする。